

妊婦における新型コロナウイルス感染症(疑い)症状への対応(詳細)

- 妊婦で新型コロナウイルス感染症(疑い)症状がでた場合は保健所、帰国者・接触者相談センター等へ相談する。

1. 産科クリニック等対応困難な施設へは来院はさせない。
2. 行政の指示に従い、妊婦の症状などに合った指定の医療機関を紹介する。

新型コロナウイルス感染症受入れ産科拠点病院の内科あるいは受入れ産科拠点病院(都道府県で調整中)など

- 症状の不明確なものでPCR検査を希望している場合は、各地区の一般的な相談窓口(新型コロナコールセンター等)に本人もしくは医療機関から問い合わせる指示を受ける。なんとなく心配だから検査を希望するような場合は、むしろ感染リスクになるのでセンター等には行かないよう指導する。
- 上記診療を依頼された指定医療機関は状態に応じ新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の検査を行う(保健所の承認が必要でその病院が保健所へ申請する)。
- 検査で陽性症例等が生じた際には、検査した施設から保健所へ通報される。
- それ以降は、すべて保健所の指示で患者の移送、入院、濃厚接触者調査等を行う。
- 産科主治医は陽性妊婦の入院先が判明したら、産科診療情報等を遅滞なくその入院施設(受入れ医療機関)へ伝達するなど密な連携をとる。
- 現時点では産科の受入れ拠点病院を都道府県ごとに選定しているが(都道府県で調整中)、オーバーシュートしても妊産婦、小児の入院病床は確保されるよう計られており、入院、退院等は各保健所の指示で行われることになる。